

○内閣府告示第千百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十五年内閣府告示第百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年十一月二十九日付けで取り消したので、同条第三項で準用する第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域